

女性差別撤廃条約実施状況に関する

第6回日本政府報告に対する新日本婦人の会のレポート

2009年4月15日 新日本婦人の会

女性差別撤廃条約採択30年の今年、日本政府の報告が審査されるにあたり、新日本婦人の会は、日本女性の現状が差別撤廃とはほど遠いこと、政治的意思の欠如が最大の原因であることを指摘したい。日本は国連開発計画（UNDP）のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）で108カ国中58位と年々順位を下げ、世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数でも130カ国中98位と先進国中最下位など、国際指標でも遅れは明らかである。2003年の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の最終コメントの勧告も実行されていない。私たちはあらゆる政策にジェンダーの視点をつらぬき、結果としての平等実現へ、女性の実態に即して、責任あるとりくみをおこなうよう日本政府に求める。

第1部 総論

政府報告の「第1部総論」は経過や統計の羅列にとどまり、日本女性をめぐる差別撤廃の現状と課題が総体として見えてこない。「第2部」以降も「とりくんできたこと」の並列のみで、その結果の検証がない。以下、政府報告の4つの大きな問題点を指摘したい。

- 1、政府報告は、この10年近いジェンダー・バックラッシュによって男女平等・男女共同参画行政に重大な停滞・後退が起きていることにまったくふれていない。
 - ◇日本の侵略戦争を美化し、古い家族制度の復活を求めるバックラッシュ勢力は、女性差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法を敵視し、民法改正も妨害している。彼らは後に首相となるタカ派の人物を責任者にして、国会や地方議会、マスメディアを使って、「ジェンダーフリーは過激な思想。家族を解体し、フリーセックスを助長し、男女の違いを否定する」とジェンダー用語や性教育などを徹底的に攻撃し、タブー化させることに「成功」した。
 - ◇拡声器による威嚇・圧力でDV講演会が中止（茨城県つくばみらい市）、「ジェンダー学、女性学の学習・研究を奨励しないこと」など市の男女共同参画条例を歪める請願採択（愛媛県松山市）、市の男女共同参画推進条例の前文から女性差別撤廃条約に関わる部分を削除し「日本独自の伝統と文化を尊び」に変更（熊本市）など、由々しい事態が続いている。
 - ◇日本軍「慰安婦」問題に関して、政府報告はまたもやアジア女性基金のみである。政府はバックラッシュ勢力の意のままに大多数の教科書から従軍「慰安婦」の記述を削除し、解決へいまだ不誠実な態度を取り続けている。
- 2、政府は財界が求めるままに新自由主義的「構造改革」路線を女性施策に持ち込み、雇用破壊や社会保障の切り捨て、女性施策予算の削減によって、女性差別撤廃への経済的土台を崩してきた。第2部でも詳述するが、ここでは「総論」のデータのごまかしを指摘したい。たとえば一。
 - ◇「女子の高等教育機関への進学率は上昇傾向」と報告しているが、貧困の拡大が教育格差の拡大となり、進学断念や中途退学がいま社会問題となっている。
 - ◇日本の女性労働者の53.4%がパートタイマーなど非正規雇用である。そのパートを除く常用雇用の男女賃金を比較して格差は「長期的には縮小傾向にある」と記述することは、深刻な差別の実態を隠すものである。パートを含む男女の賃金格差は50.4（男性=100）とまったく縮まっていない。アメリカ発の金融危機で外需頼みの日本経済が崩れ、大量の派遣切りや正規にも及ぶ解雇やリストラなどかつてない雇用破壊が強行されている。
- 3、唯一の被爆国、侵略戦争の反省から戦争放棄の憲法をもつ国でありながら、政府報告には平和への言及がまったくない。日本は女性差別撤廃条約がうたう“国の主権の尊重や紛争の平和的解決”の先頭に立つべきであり、“外国による占領、支配、内政干渉の根絶”も日本女性の人権を守るうえで急務である。
 - ◇日本政府は自国の憲法9条をじゅうりんし、イラクへの自衛隊派兵、アフガニスタン攻撃の米艦船等へのインド洋上での給油活動などでアメリカの戦争に加担してきた。「国連よりも日米同盟が重要」と公言する首相

のもとで、「グアム協定」と称して、グアムの米軍新基地建設に 61 億ドルもの日本の税金を拠出しようとしている。

◇米軍が駐留する沖縄、神奈川・横須賀などでは、米兵によるレイプ事件、殺傷事件が後を絶たない。06 年女性強盗殺人事件、07 年集団レイプ事件、08 年には女子中学生が犠牲となり、とりわけ沖縄県内で発生した米兵犯罪は件数・人数ともに 07 年を上回り、強盗、強かんの凶悪犯は 1985 年以来の高水準となった。こうした背景には、長引く戦争による米兵の人心の荒廃と犯罪を犯しても裁かれない「日米密約」がある。それは「日本にとって重要と考えられる事件以外については、第 1 次裁判権を行使しない」というもので、日本当局は多くの米兵犯罪の裁判権を放棄し、被害女性たちは人権を踏みにじられたまま、泣き寝入りを強いられている。

4、日本政府は、NGO と真のパートナーシップを構築するうえで大きな課題を抱えている。

◇国民からの意見募集も、募集期間が短い、締切日が年末年始休暇時期、意見を聞く会の時間も短いなど、形式的で問題が多い。NGO の意見もほとんど取り入れられていない。

第2部 各論

第 1 条（差別の定義）

◇前回の女性差別撤廃委員会の最終コメントは「女性に対する差別の定義が国内法に取り込まれることを勧告」したが、政府はその措置をとっていない。

第 2 条（締約国の差別撤廃義務）

<立法・その他の措置>

◇政府は 2005 年の男女共同参画基本計画（第 2 次）を評価しているが、ジェンダーの定義やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）の記述削除など第 1 次計画より内容が大きく後退している。「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告書も「性に中立な制度」の名で、女性たちに非正規雇用のいっそうの拡大や増税などを押しつける結果となった。国立女性教育会館は独立行政法人化されたことによる財政難を抱えている。地方自治体の施策はバックラッシュの影響や自治体の広域合併の強制、地方財政の切り捨てによって、条例・計画の執行や新規作成の停滞・後退がおこっている。大阪府をはじめ女性センターや男女共同参画推進部局等の統合・縮小・廃止も広がっている。

◇報告であげられている主な法令の制定・改正には改悪法まで含まれている。障害者自立支援法や介護保険法の「改正」、母子寡婦福祉法等の一部改定も「自己責任」「応益負担」の名で当事者に重い負担を求め、給付を減らす悪法である。労働者派遣法「改正」も、無権利の派遣労働を原則自由化し、「仕事も住居も一挙に失う」という先進国に例のない劣悪な労働を生み出す原因になった。法律が改正されても予算措置はわずか、罰則規定がないことも特徴である。

<苦情処理>

◇苦情処理等の措置や日本司法支援センターによる支援サービス提供の成果、司法分野関係者への研修内容について記述がない。中央省庁・自治体職員、政治家に対して国際的到達点を徹底する措置が必要である。実際の平等促進のためには、条約どおりに制裁・罰則を含む差別禁止が必要である。女性の人権に関わる独自の苦情処理や相談・救済体制の縮小・後退に歯止めをかけ、その確立が求められる。人権擁護法案は救済機関の独立性の欠如、メディアや国民の言論・表現への介入など大きな課題を抱えた法案である。

<女性への暴力>

◇刑法改正で「強かん」の刑が「2～15 年」を「3～20 年」にしたが、不十分である。「強かん」を親告罪ではなく告訴を待たずに摘発できるように、また規定がない「近親姦」は処罰規定も盛り込んで法改正をすべきである。

◇「青少年育成施策大綱」は、「子どもの最善の利益」を第一義的に掲げる国連子どもの権利条約の原則をまったく据えず、厳罰主義による少年法改悪につながった。性・暴力情報からの青少年の保護ではインターネットの

問題もフィルタリングなしの携帯電話を大量に販売し続けてきた企業や監督省庁の責任は重く、改善が義務づけられるべきである。ペアレンタル・コントロール（保護者が子どものインターネット使用を指導・管理）の普及、親や子どもが自主的に判断できる情報提供や講習などが必要である。

<マイノリティ>

◇08年の「アイヌ民族を先住民族とする国会決議」にもとづくアイヌ民族の生活と権利を守るための抜本的施策が急ぎ必要である。性別や性自認、性的指向を理由とした差別を許さず、性的マイノリティの人権を確立する抜本施策が求められる。親の不法滞在を理由に日本で生まれ育った子どもが国外退去や親との離別をさせられないよう、「子どもの最善の利益」優先で対応すべきである。

<日本軍「慰安婦」問題>

◇「CEDAW の最終コメントをふまえた報告」としてアジア女性基金を記述しているが、基金は国内外の批判の前にすでに破綻したものである。日本軍「慰安婦」問題では07年に米下院、それにつぎオランダ、フィリピン、カナダ、EU、韓国、台湾などの議会が日本政府に謝罪と解決を求める決議をあげている。08年の国連人権理事会普遍的定期審査（UPR）や自由権規約委員会の最終所見もこの問題解決に言及した。昨年11月には東京で日本軍「慰安婦」問題第9回アジア連帯会議が開かれ、「一日も早い解決を」が世界の流れであることをいっそう鮮明にした。政府は「戦時性的強制被害問題解決促進法」を成立させ、高齢化する被害女性に対して謝罪・補償をおこない、尊厳の回復をすべきである。

<条約選択議定書>

◇国連の多数の国が選択議定書を批准している今日、政府がこれまで批准しない「理由」としてきた「日本の司法権の独立の侵害」は世界に通用しない。早急に批准することが必要である。

第3条（女性の完全な発展と向上の確保）

<障害を持つ女性>

◇急激な景気悪化を理由とした障害者の解雇が後を絶たず、無年金者問題も改善されていない。しかも、「応益負担」を原則とする障害者自立支援法により、障害者はサービス利用にあたり経済的困難を抱え、裁判に訴える者も増えている。また、多くの福祉施設が報酬単価の切り下げで経営困難に陥っている。「応益負担」から「応能負担」へ、報酬支払いの「日額制」廃止など、法律の抜本的見直しをただちに実施すべきである。08年に発効した国連障害者の権利条約を批准し、障害者女性の実情に合った改善をおこなう必要がある。

<高齢女性>

◇高齢者の1人暮らしは増加傾向でとくに75歳以上の女性は4～5人に1人。しかも単身女性の8割弱が年間所得200万円未満、150万円未満が過半数にのぼる。公的年金額の平均は86万円で男性の半分以下と高齢女性の貧困化がすすんでいる。75歳以上が加入する新たな後期高齢者医療制度の導入など、医療抑制を目的とした制度改悪で負担が重くなり、医療にかかれない事態さえ起きている。介護保険法が一部改定されたが、介護認定の軽度への変更、介護保険料・利用料の引き上げによって必要な介護が受けられず、介護職場では劣悪な労働条件で離職者が増えている。政府は社会保障費の削減をやめ、予算を大幅に増やし、安心して老後を暮せるよう、制度の改正を急ぐべきである。

第4条（差別とならない特別措置）

<国の審議委員>

◇男女共同参画基本計画（第2次）で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との目標を掲げたが、目標をクリアしたのは国の審議委員の女性比率のみである。国の審議委員については、「政府の意向にそった答申をおこなう機関となっており、委員の選定も特定の個人や団体に偏っている」とのNGOの指摘は改善されていない。知識や経験豊富な専門家、広く女性団体からの推薦や公募による採用など、ジェンダーの視点で審議に参加できる委員を公正・公平に選任することが重要である。

<母性保護>

◇条約第4条2項は、母性保護を目的とする特別措置を差別と見なしてはならないとしている。しかし日本では、「平等をいうなら保護はいらない」と労働基準法の休日・時間外・深夜労働における女性労働者保護の規定が撤廃され、男性並みに24時間対応でき、しかも安上がりな非正規雇用がさらに求められるようになった。その結果、妊娠・出産・子育ては効率の悪い「お荷物」と見なされ、厚労省の最新の緊急調査でも妊娠・出産や育児休業取得が理由の解雇相談が急増している（それぞれ1806件、1107件）。また労働基準法改定で、女性の坑内労働の規制をなくしたが、坑内労働による塵肺問題もあり、母性保護の観点からも元に戻すべきである。政府は条約のとおり、男女ともに仕事も子育ても当たり前の健康で文化的な労働と生活を保障すべきである。

第5条（役割に基づく偏見等の撤廃）

<「ジェンダー」>

◇男女共同参画基本計画（第2次）で「男女共同参画の理念や『社会的性別』（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、また恣意的運用・解釈がおこなわれないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」と明記したことを評価している。しかし、政府はバックラッシュ攻撃に対して、「社会的・文化的に形成された性別」を「社会的性別」と変え、「ジェンダーの視点」の説明で「ジェンダー」という用語が人間の中性化や伝統文化を否定するために使われている事例があるかのような注釈をつけた。しかも内閣府が出した「『ジェンダーフリー』という言葉は混乱を招くので使わない」通知を受けて、各地で「ジェンダーフリー思想を広げる」などを理由に女性センター設置の条例否決、「ジェンダーフリー」の言葉を表題に入れた市民企画の市報への掲載拒否、県の施設の書籍コーナーから男女平等やジェンダー関係の本撤去などの問題が起こっている。英訳には「gender equality」を使いながら、国内的には「平等」ではない「男女共同参画」という表現を使い続けている。政府は自ら国際的に約束している「ジェンダー平等の推進」の立場をつらぬくべきである。

<性別役割分担>

◇男女の役割分担意識は根強いものがある。育児休業取得率をみても、女性は89.7%と過去最高だったが、男性はわずか1.56%（06年度）にとどまり、条約がいう“子育ては男女の共同責任”とは大きくかけ離れている。いまま結婚時に選ぶ姓は大多数が男性の姓であり、学校の制服も男子はズボン、女子はスカートである。バックラッシュ勢力は「男らしさ、女らしさ」を自治体の条例に盛り込むなど性別役割分担にあくまでも固執している。政府は条文にある「男女の社会的及び文化的な行動様式を修正する」ための本格的な施策をすすめ、あらゆる場で啓蒙・教育すべきである。

第6条（売買春からの搾取の禁止）

◇現行の売春防止法は事実上女性のみを処罰の対象としている。また、風俗業は売買春の温床となったままである。業者や買春者の厳正な処罰、風俗業への銀行融資禁止など、法改正が必要である。婦人保護事業の予算を増やすことも求められる。

◇「児童買春・ポルノ処罰法」や「出会い系サイト規制法」は少女を処罰対象にしているが、処罰されるべきは買春者や業者であり、少女を処罰からははずす法改正が必要である。

◇テレビをはじめメディアで「性の商品化」や女性蔑視、ポルノ情報が湯水のように流され、インターネットを使ったポルノ画像やわいせつメールの送信、「出会い系サイト」での買春の斡旋も氾濫している。買春を勧誘・斡旋する広告やチラシなどもまったく規制されていない。「表現の自由」の名のもとに、女性・女兒の人権を侵害することは許されず、厳しい法的規制が求められる。同時に、子どもの成長段階に応じた人権教育と性教育を強める必要がある。

◇刑法改正で人身売買罪が創設されるなど前進はあったが、被害者保護の点では不十分である。警察や入国管理局と対等の権利を持ち、専門的職員を配置した国の施設としてのシェルター設置が不可欠である。外国人女性の人権を守り、労働権を認め、生活などの相談体制を確立する保護対策の実行も求められる。

第7条（政治的及び公的活動における差別の撤廃）

◇国会や管理職の女性比率が低い現実を指摘しているが、解決の具体策はない。「政治は男の仕事」との根強い意

識、巨額の選挙資金、さらに多数が死票になる小選挙区制の導入によって女性の国会への進出が困難になっているなど、NGOの指摘はまったく改善されていない。国会議員の女性比率は著しく低いが、比例区は選挙区より女性比率が高く、参議院比例区では22.9%（08年）。比例代表制を中心とする選挙制度へ改正・見直しは急務である。

- ◇国家公務員への女性の採用も微増で、本省課室長級以上の女性比率は2%にも満たない。管理職登用は本来、政府の責任で積極的措置をとればできるはずである。この間、「構造改革」路線によって、多くの女性公務員が働く国立病院、国立大学などの独立行政法人化が強行され、コスト削減、職員の非正規化がすすんでいる。女性研究者が仕事と出産・子育てを両立できず、女性医師は過酷な勤務状況の中、産休代替要員制度もなく、産科・小児科の医師不足を深刻化させている。女性が地方公務員として多く働く保育所も、民営化や非正規化が進行している。公務職場への市場原理の導入や非正規化をやめ、産休・育休保障体制強化など働きやすい環境づくり、管理職登用への積極的措置を講ずることが必要である。

第8条（国際的活動への参加の平等）

<国際協力>

- ◇国際協力活動への平等参加として女性自衛官の海外派遣を報告しているが、それは武力行使を禁止した憲法9条に明確に違反したイラク・アフガニスタンでの米軍の戦争・軍事行動への支援である。名古屋高裁は「イラクへの陸自の派遣は憲法違反」との判決を出している。イラク戦争が誤りであり、軍事でアフガン情勢を解決できないことはすでに世界の共通認識である。自衛隊での「侵略戦争の美化」等の幹部教育は国民の批判で中止されたが、自衛隊の中心任務を「海外派兵」に変える動きは重大である。北海道の女性自衛官が男性自衛官からわいせつ行為を受けたうえに退職を強要されたとして国への賠償請求訴訟を起こした。加害者である男性自衛官になんら処罰はなく、被害女性に対し懲罰を課したこの事件は、自衛隊という組織の人権意識の低さ、ジェンダーの視点の欠如を露呈している。政府は憲法の平和原則とジェンダー視点にもとづき国際協力にとりくむべきである。

<国連会議>

- ◇国連関係の大きなイベントへの参加や貢献のみを強調しているが、重要なことは国際合意の確実な実行である。政府はジェンダー攻撃になんら対処せず、閣僚や国会議員が女性蔑視の発言をくりかえしている。男女共同参画基本計画（第2次）の策定にあたり国際的な規範・基準を取り込んだとしているが、既述のような後退は北京行動綱領や成果文書のめざすものに逆行している。政府の政策全体にジェンダーの視点をつらぬく態勢を整えることは急務である。

<地球温暖化>

- ◇国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の警告にもとづき、温暖化の影響を最小限にとどめるために、日本は先進国として温室効果ガスを1990年比で2020年に30%、2050年に80%の目標を掲げ、削減への仕組みと法律を急ぎつくるべきである。

9条（国籍に関する平等）

- ◇最高裁判決に従い、婚外子の無国籍問題を解決する国籍法の改正がおこなわれたことは前進である。2重国籍を有する青年が22歳で1つの国籍を選ばなければならない問題なども急ぎ解決が必要である。

第10条（教育における差別の撤廃）

- ◇「戦争する国」への人づくり、一部エリートの育成をねらう改悪教育基本法が成立させられたが、「男女共学」が削除される一方で「家庭教育」の項（10条）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（13条）が設けられ。少ない県で「早寝早起き朝ごはん」ができたか、学校から家庭にアンケートが配られるなどの事態が起きている。家庭教育は各家庭の固有の権利であり、介入・強制をやめるべきである。

- ◇教育基本法の改悪にもなつて、家庭科教科書から「男女共同参画」の用語が削除され、「家庭生活を大切にすゝる心情」が強調されている。家庭科教育の男女共修についても、小中高家庭科の単位は減らされ、選択が増えている。学校教育では女性差別撤廃条約についてほとんど教育されていない。「あたらしい歴史教科書をつくる会」による男女の役割を固定化する公民教科書や侵略戦争賛美の歴史教科書の検定合格、性教育に対する攻撃、東京都をはじめ男女混合名簿の禁止など、バックラッシュの影響が顕著である。同時に、政治家や都教委による東京都立七生養護学校の性教育への介入は「不当な支配」と裁判で断罪されている。政府は、ジェンダーの視点で教育現場、教科書や教材の中の性差別を見直し、平等に逆行する攻撃に対して毅然とした措置をとるべきである。
- ◇教育格差が広がる中、義務教育の完全無償化、高校授業料・高等教育学費の大幅減額と緊急支援制度などを、急ぎ実現すべきである。学校施設の老朽化を改善するとともに、国の教育費削減のもとで更衣室がないために男女が同一の教室で着替えをしている問題を急ぎ解決すべきである。
- ◇教育現場でのバックラッシュが強いだけに、政府は独立行政法人教員センターでの男女共同参画の研修内容とその成果を報告すべきである。

第11条（雇用における差別の撤廃）

<ポジティブ・アクション>

- ◇ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に「とりくんできたこと」を報告しているが、条約が求める措置はおこなわれておらず、賃金や管理職比率をはじめ、男女間格差の是正はまったくすすんでいない。新自由主義政策の推進で、非正規雇用の増大をはじめ男性の中に女性並みの低賃金・無権利労働が広がっていることも看過できない。男女共同参画基本計画（第2次）は「男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等をめざすものであり、様々な人びとの差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない」とわざわざ解説しているが、これは財界が常に表明してきた立場である。政府は破綻した「構造改革」路線から抜け出し、労働者保護と男女格差の是正へ真のポジティブ・アクションを含む労働政策に大転換すべきである。

<労働基準法、労働行政>

- ◇労働基準法第3条に性差別禁止を、第4条に「同一価値労働同一賃金」と労働者の差別的取扱い禁止を明記することが必要である。均等法の労働条件に対する差別禁止の中に「賃金」を入れること、ILO100号条約の批准とそれにもとづく施策の積極的な推進をはかるべきである。
- ◇均等法改正で都道府県労働局長がセクシャル・ハラスメントも含めて個別紛争の解決を促進できるようになったことは前進であり、推進する担当部局の増員が必要である。政府は地方分権推進を理由に都道府県労働局・均等室のブロック化を計画しているが、今般の雇用情勢からも許されず、中止すべきである。

<男女雇用機会均等法>

- ◇均等法改正では間接差別を「募集・採用で身長・体重・体力を要件に、転勤を採用・昇進の要件に」など3例の限定列举にとどめた。衆参両院の付帯決議では「間接差別は省令で規定するもの以外にも存在しうる」「5年後の見直しを待たずに機動的に対象事項を追加、見直しを図ること」などと明記された。早急に3例限定列举をはずし、パートなど非正規労働に女性が多く賃金が低いなどの間接差別を正面から是正すべきである。
- ◇均等法や労基法で派遣労働者の産前産後休業、妊娠・出産保護などが派遣先・派遣元双方の責任とされ、不利益扱いが禁止されたが、改善されず、無法が野放しになっている。法の周知徹底と違反企業への取締り、罰則規定を入れた法的強化が求められる。

<セクシャル・ハラスメント>

- ◇均等法改正で職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮が義務づけられたことは評価できる。しかし弱い立場にある非正規や外国人労働者、特に派遣労働者に対するセクシャル・ハラスメントは後を絶たない。派遣元・派遣先への法律の周知徹底と法違反の取締りが強く求められる。

<パート・派遣、非正規雇用>

- ◇改正パート労働法は、労働条件の文書交付の義務化や通常労働者への転換の義務化など一定の前進があり、企業への周知徹底が求められる。しかし、通常の労働者の働き方との差別要件としての3点（従業務に伴う責

任の程度、転勤有無、期間の定めない労働契約締結)は大多数のパート労働者に該当しない。また、政府と財界が「均等待遇」を「均衡処遇」と言い換えていることも大きな問題である。ILO175号条約を批准し、パート労働法を抜本改正すべきである。

◇派遣労働は1999年に原則自由化され、04年の製造業への解禁によって、今日の使い捨て労働が広がったことを明記すべきである。派遣切りなどが横行する中、労働者派遣法を1999年以前に戻し、労働者保護法に改正することが必要である。また、派遣事業報告で、男女別の統計すらない現状をただちに改善すべきである。

◇女性が自らすすんで多様な働き方を選択しているかのように記述しているが、安い労働力を求める財界の要求であり、仕事と生活の両立ができない働き方や労働条件をあらためることこそ求められる。急激な経済悪化の中、解雇や内定取り消しが広がり、乳幼児と離れ離れに暮らす母子家庭もある。政府は企業に対して雇用を守るための強力な指導・勧告をするとともに、女性の実態の調査と対策、失業給付改善、住居確保、生活保護などセーフティネットを構築すべきである。

<育児、保育>

◇日本の出生率は1.34(07年)と前年を若干上回ったものの、過去2番目の低さである。少子化社会対策基本法も「生命の尊厳」や「家庭の役割」を強調し、次世代育成支援対策推進法や児童福祉法一部「改正」法も、国や自治体の責任で十分な予算措置をもつ内容ではない。妊娠・出産を機に70%の女性が退職を余儀なくされている。育児・介護休業法に罰則規定がないため、産休中や育休中の解雇など法違反も起きている。子育て世代である30代男性はもっとも労働時間が長く、1日の家事時間は48分、そのうち育児時間は25分と極端に短い。政府はこうした実態を認識し、男女ともに仕事も子育ても大切にしたい働き方ができるよう、長時間労働の規制、正規・非正規の均等待遇、男女賃金格差の是正、児童手当の拡充や教育費の軽減など、抜本対策をとるべきである。また、育児・介護休業法の所得保障、子の対象年齢引き上げ、不利益取り扱い規定の実効性確保、違反への罰則規定など、さらなる改正をすべきである。

◇「待機児童ゼロ作戦」では、民間委託などによる「つめこみ」やコスト削減で保育の質の低下が広がっていることを指摘したい。現在4万人をこえる待機児童がおり、雇用悪化の中で認可保育所への入所を希望する人は85万人にのぼるが、政府は緊急対策をとっていない。そればかりか、厚生労働大臣の諮問機関が、国と自治体が保育実施に責任をもつ現在の制度から、保育に民間企業の参入を促進し、保護者の「自己責任」で直接保育所に申し込む方式に変える新制度案さえ発表している。政府は新制度案を撤回し、国と自治体の責任で希望する人が安心して子どもを預けられる保育制度の拡充をはかるべきである。

第12条(保健における差別の撤廃)

<生涯を通じた女性の健康>

◇政府は男女共同参画基本計画(第2次)で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの核心概念である「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており」等の文言を削除し、「意識の浸透」の項をなくした。条約の精神に逆行するものであり、復活させるべきである。

◇妊産婦死亡率と周産期死亡率は年々減少しているとあるが、産科・小児科の医師と病院の減少により、いわゆる病院の「妊婦受け入れ拒否」による死亡事故の発生などが社会問題化していることにふれていない。妊婦健診の無料化、医師の大幅増員や診療報酬の改善、病院の統廃合の中止などが急がれる。

◇保健師の相談指導等をおこなう事業を拡充したとあるが、保健師法改定で1997年以降、その数は845(96年)から517(08年)と減り続けている。地域に密着した保健活動のために増設や増員などの改善が求められる。社会保険による婦人科健診(子宮がん、乳がん)を2年に1度に削減、マンモグラフィによる検査導入とひきかえに個人負担の増大など後退させた施策を元に戻し、さらに拡充させることが必要である。

<性教育>

◇若い世代の望まない妊娠、HIV、性感染症の増加は見逃ごせず、早急の対応が求められる。しかし、バックラッシュによって学校教育での性教育、若い世代の正しい性知識の学習が妨げられている。政府はリプロダクティブ・ヘルス/ライツの立場での性教育や情報の提供をおこなうべきである。

第13条（経済的・社会的活動における差別の撤廃）

◇母子世帯の収入は、一般世帯の平均収入の4割に満たない。新日本婦人の会の調査でも、母子世帯の半数が200万円以下の収入である。ところが、母子寡婦福祉法の「改正」によって、児童扶養手当は5年以上受給した世帯は最大半額以上減額することが決められた。反対の声で現在凍結されているが、法が有効であるため煩雑な書類を提出しなければならず、今年度も書類未提出により6000人超の世帯が減額されている。生活保護世帯の母子加算も09年4月に全廃された。母子世帯の貧困化をすすめる法律はただちに廃止し、真に自立を支援する施策、予算措置をとるべきである。

第14条（農村女性に対する差別の撤廃）

◇日本の農家はほとんどが家族経営であり、重要な担い手である農村女性の地位向上のためには、農家が農業で生活ができるよう、政府の価格・所得保障などが不可欠である。しかし政府はミニマム・アクセス米輸入を義務として遂行する半面、農家には減反を強制するなど、輸入依存の農業政策を続け、農家の経営を困難にしている。農業への企業参入をすすめ、家族農業を破壊する農地法改悪を強行しようとしている。政府は家族経営農業を支援する農政の抜本的な改善とともに、産地直送や農産物の加工販売など、独自の模索をおこなっている農村女性に特別な支援をすべきである。

◇家族経営協定締結農家が増加していることを成果としているが、農家と農村女性の努力の結果である。農漁山村女性の地位向上のためには、「傷病手当、出産手当」などの休業補償、所得税法56条を廃止し家族従業者の所得を認めることが必要である。自営業の女性についても状況は同じであり、政府は農林漁業、自営業女性の実状と要求を真摯にうけとめ、税制や健康保険制度の改善を急ぎおこなうべきである。

第15条（法の前男女平等）

◇日本は世帯主制度をとり、大多数が男性である。この弊害の一例として、政府・与党が09年3月に決めた「経済対策」で国民1人あたり1万2000円、子どもと高齢者に2万円支給するさい、世帯主口座に一括して振り込まれるため、夫の暴力から逃れている妻子には給付金が渡らず夫が全額手にするなどの問題があげられる。政府は条約にもとづく対策をとるべきである。

第16条（婚姻・家族関係における差別の撤廃）

<民法、家族に関する法律>

◇民法改正についてはCEDAWからもくりかえし是正勧告を受けながら、政府は「家族の絆が壊れる」と主張し改正を妨害するバックラッシュ勢力に屈したままである。離婚後300日以内に生まれた子が前夫の子と推定され、そのため出生届けを出せずに子の福祉が侵害される、いわゆる「離婚後300日問題」でも、世論が民法改正へと高まったにもかかわらず、行政事務上の改善にとどめた。日本の女性たちは、夫婦同氏、女性の6カ月再婚禁止期間、男性18歳・女性16歳の婚姻年齢など、民法の差別条項による被害を受け続けている。ただちに改正すべきである。また、「子どもの最善の利益」擁護の立場から、婚外子に対する戸籍と相続権に関する法律等の差別をただちに是正し、「非嫡子」という用語も「婚外子」にあらためることが必要である。

<DV法>

◇配偶者暴力防止法（DV法）は改正されたが、不十分である。内閣府の最新調査でも、妻の3人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあり、うち1割超が命の危険を感じている。デートDVでは10～20代の14%が交際相手から暴力を受けたことがあり、うち2人に1人がけがや精神的不調を被っている。DV法の被害者の定義に交際相手や元交際相手を、保護命令の対象に支援機関関係者を含めること、DV加害者への罰則、更生プログラム受講の義務づけなども必要である。また、被害者の自立や子どもの精神ケアなど、十分な財源をともなった支援体制が求められる。デートDVの被害をなくすために、教育現場における相談体制や教育関係者への研修、予防教育の実施もすすめるべきである。